



総務省公立病院経営強化ガイドラインの公表

城西大学経営学部教授 伊関友伸

経営強化ガイドラインの公表

2022年3月29日、総務省自治財政局長は、全国の公立病院および関係自治体に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下、経営強化ガイドライン）について」を通知した。

「経営強化ガイドライン」は、2021年10月6日に設置された、総務省の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会（以下、検討会）」における議論に基づいて策定された。筆者は検討会の構成員となっている。

図は、総務省の公表した経営強化ガイドラインの概要である。経営強化ガイドラインでは、今後の公立病院経営強化の目指すところは、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療などを提供する重要な役割を継続的に担っていくことが

できるようにすることとしている。

その上で、医師確保などを進めつつ、限られた医師・看護師などの医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視していく。さらに、新興感染症の感染拡大時などの対応という視点も持つとする。地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていくことが必要とされ、中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約し、医師・看護師などを確保し、基幹病院から不採算地区病院をはじめとする基幹病院以外の病院への医師・看護師などの派遣といった連携を強化するとしている。

公立病院経営強化プランの内容

経営強化プランは、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情に応じた、公立病院の経営強化のために必要な取り組みを記載するよう求めている。六つのポイ

ントとして、（1）役割・機能の最適化と連携の強化（2）医師・看護師等の確保と働き方改革（3）経営形態の見直し（4）新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組（5）施設・設備の最適化（6）経営の効率化等が示されている。

さらに、都道府県の役割として、関係部局が連携・協力することを重要とし、市町村などが経営強化プランを策定するに当たり、策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聞く機会を設けることなどを通じて地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認するとともに、これまで以上に経営強化プランの内容について積極的に助言すべきとしている。

国の医療政策と経営強化プランの関係

現在、厚生労働省は2024年度を初年度とする都道府県における第8次医療計画策定に向けた準備を進めている。2021年12月23日、経済財政諮問会議が決定した「新経済・

図 総務省経営強化ガイドラインの概要

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性**が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する**という視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

公立病院経営強化プランの内容

(1) **役割・機能の最適化と連携の強化**

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) **医師・看護師等の確保と働き方改革**

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) **経営形態の見直し**

(4) **新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組**

(5) **施設・設備の最適化**

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) **経営の効率化等**

- ・ 経営指標に係る数値目標

出典:総務省HP

財政再生計画 改革工程表2021」は、第8次医療計画策定作業と併せて、2022年度および2023年度において、民間医療機関

を含めて「地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める」としてしている。各自治体の経営強化プラン

は、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けるとされている。

財政措置

ガイドラインを踏まえ、2022年4月1日に総務省は、全国の自治体向けに「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」を通知した。通知では、病院の統合再編に関する病院事業債（特別分）の元利償還金に対する40%の地方交付税措置が継続され、さらに一定の要件を満たす場合には、複数病院の相互の医療機

能の見直しに伴う基幹病院の整備費全体が新たに特別分の対象になるなど、拡充がなされている。

総務省ホームページ

公立病院経営強化ガイドラインについては、総務省のホームページに「公立病院経営強化」のページが作られ閲覧可能となっている（総務省トップ↓政策↓地方行政↓地方公営企業等↓公立病院経営強化）。同ページには、2022年4月20日に行われた「公立病院経営強化ガイドライン等に関する説明会」の資料が掲載されている。ガイドラインの具体的な内容は「資料1」公立病院経営強化ガイドラインについて、財政措置については「資料2」公立病院経営強化に係る地方財政措置について」に詳しく説明がなされている。ぜひ参照されたい。

筆者プロフィール

伊関友伸 (いせき ともとし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根町企画財政課長、県立病院課、社会福祉課、精神保健総合センターなどを経て、2004年城西大学経営学部准教授、2011年4月同教授。研究分野は行政学。総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」構成員など、数多くの国・地方自治体の委員を務める。著書に『人口減少・地域消滅時代の自治体病院経営改革』（ぎょうせい2019年）、『新型コロナウイルスから再生する自治体病院』（ぎょうせい2021年）など。